

2026（令和 8）年度事業計画案

日本の食料自給率 38%（2024 年度）と低く、肥料・エネルギーも含め輸入依存度が高い。また日本の人口と労働力人口はともに今後減少が見込まれているが、特に農業・漁業従事者に関しては高齢化・急減が予測されている。2022 年以降の円安や国際的なサプライチェーン再構築は、事業者には原材料・資材・エネルギー・人件費等のコストの上昇をもたらし、価格への転嫁が課題となっていた。この 3 年ほどの間に価格転嫁が進められてきたが、実質賃金が伸び悩むなかで食料インフレが続いており、家計の負担が増している。

昨年成立し、本年 4 月に完全施行となる食料システム法は、合理的な費用を考慮した価格形成と食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体的に推進し、食料の持続的な供給ができる食料システムの確立を目指している。事業者間の誠実な協議による適切な価格形成や商慣習の見直しとともに、合理的な費用の価格への転嫁に対する消費者の理解を醸成することが課題となっている。

一方、インバウンド消費の拡大は、外食・中食・観光地向けの需要を押し上げている。また政府は農林水産物・食料品の輸出拡大を目指している。食料システムは、インバウンド消費・輸出拡大による成長と、持続可能性の確保を両立させる必要がある。

食品需給研究センターは 1967 年の設立以来一貫して日本の食料システムを調査・研究の対象とし、①食料品の需給の把握・分析、②農業と食品産業の連携構築支援（地理的表示保護制度の導入と活用を含む）、③食農分野の研究開発プロジェクトにおける事務・経理の支援、④トレーサビリティ・情報伝達などの領域で専門性を高め、調査・コンサルティングを展開してきた。

「食料及び食品の生産、販売、加工、流通及び消費の全般にわたる各般の問題を調査研究、広く普及啓蒙し、これら産業の発展、振興、国民の利益の増大を図り、国民生活の向上に寄与すること」（定款より）を目的として掲げる食品需給研究センターの果たすべき役割は、引き続き大きいと考える。

2026（令和 8）年度も、これまでの活動によって蓄積された調査機関としての信頼性や専門性を活かし、国・独立行政法人・民間団体等からの受託や補助を受けて、継続的に事業に取り組み、調査研究、施策提案、コンサルティング等を実施する。

I. 受託事業・補助事業

以下の4つの領域ごとに、実施する事業を掲げる。

領域1：食料品の需給の把握・分析

1-1 食品産業動態調査

食料の安定供給及び食と農の連携に資するため、食品製造業、食品卸売業、食品小売業などにおける生産販売の動向について継続的に、迅速かつ的確に把握する必要がある。このため、これらの業種における生産、出荷、在庫、販売の動向に関する調査の実施及び調査統計情報を収集分析し、食品産業の総合的な統計を作成する。また、食品産業の構造と課題について分析を行う。

事業名：食品産業動態調査関係業務（加工食品の生産量等調査・分析業務）
（農林水産省請負事業）

1-2 食肉小売価格調査

食肉の需給動向を的確に把握し、食肉等の販売動向分析に資することを目的として、食肉の小売価格等を定期的に調査する。具体的には畜種別・部位別の通常価格、特売価格、売れ筋部位、売れ筋用途、特売実施状況など価格や需給に関する基礎データを収集する。

事業名：食肉小売価格調査（独立行政法人）

1-3 牛乳乳製品の流通実態や需要動向に関する調査分析

農産物の国際化進展への対応や需要拡大を図り、酪農乳業に関する各種施策の基礎資料作成するため、牛乳乳製品の流通経路、価格形成、需要動向等の調査分析を行う。

事業名：乳製品流通実態調査（独立行政法人委託事業）

事業名：牛乳乳製品流通価格分析調査分析業務（農林水産省請負事業）

1-4 その他食料品の流通構造に関する調査分析等

国内の食料品の流通構造、需要動向に関する調査分析及びコンサルティング等を行う。

領域2 農業と食品産業の連携構築支援

当センターがこれまで集積してきた知識や実績を基盤に、地域、農林水産業、食品産業を中心とした連携構築により、新たな価値を創出とともに、我が国、地域、産業分野におけるさまざまな社会的課題の解決に資する。

2-1 地域活性化を目的とした農林水産業と食品産業との連携支援

6次産業化、農商工等連携、地方創生など国が推進する各種の政策や施策、事業などに関わり、国内各所で取り組まれている農林水産・食品産業分野の新たな展開支援を実施する。

〈枠組みの構築支援〉

- ・各種政策や施策に係る地方自治体や任意の枠組み等のビジョンや計画策定支援
- ・地域を基盤としたネットワークやプラットフォームの構築支援

〈連携ビジネスの推進支援〉

- ・新たな商品開発、技術開発支援
- ・販路確保、販路拡大・販売促進支援

2-2 ブランド・GI推進事業

農林水産物・食品の付加価値向上・輸出拡大に向け、地理的表示（GI）や商標等によりブランドを保護・活用するモデル的な取組を支援する。加えて、ブランド化に役立つGI保護制度の活用を進めるため、登録申請のサポートや、国内外における我が国GIの認知拡大を推進する。

事業名：令和8年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち「ブランド・GI推進事業事業」（農林水産省補助事業。事業主体である日本地理的表示協議会に人員出向）

2-3 食農を基盤とした他産業等の連携および新たな価値創出

農林水産省が推進する農山漁村発イノベーション、地域資源活用価値創出をはじめ、経済産業省、観光庁、文化庁など、地域資源に係る各種省庁の政策や施策、事業などに関わり、新たな価値創出に向け「人」「もの・こと」「金」「情報」の観点から、多様な取組や展開の支援を行う。

- ・食農を基盤とした観光、インバウンド対策、関係人口の構築
- ・海外展開、輸出促進
- ・IT・IoTの利活用、DX化
- ・事業承継、担い手の育成、人材の育成

領域3 農林水産・食品産業分野における研究開発、技術開発支援

3-1 研究開発を目的とした事業の支援活動

国立研究開発法人が実施する技術開発支援事業や競争的資金など、食品に関連する技術連携などの取組みに対し、民間企業などが行う課題提案、事業推進及び成果達成について、事務的・経理的な面での研究支援活動を行う。

研究開発支援をする主な事業は以下のとおり。

事業名：令和7年度補正 スマート農業技術の開発・供給に関する事業

「果実選別の経験と勘を可視化する装置の開発と普及」

「受粉ドローンと害虫防除ロボットのための自動制御技術の開発と普及」

「国産花粉の安定供給を可能にするスマート農業技術の開発と社会実装体制の確立」

「ブロッコリー選別自動収穫機の性能と運用性の向上及び収穫性能に適合した栽培方法の確立」

「有機農業に資する除草及び害虫防除を実現する可視光半導体レーザーを使った自律

走行型除草・害虫防除ロボットの研究開発」

(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター委託)

事業名：令和7年度補正 革新的新品種開発加速化緊急対策のうち政策ニーズに対応した革新的新品種開発

「気候変動による低温被害と高温果皮障害を軽減できる多収性ビワ新品種の開発」

(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター委託)

事業名：令和8年度農業機械技術クラスター事業

「ポット苗仕様両正条田植機と直交機械除草を核とした水稲有機栽培体系の実証」

「マット苗仕様両正条田植機の実用化モデル開発及び直交機械除草を核とする水稲有機栽培体系の実証」

「AI カメラを活用した農業機械周辺の安全支援システムの開発」

「イチゴの送風受粉システムの開発」

「漬物用葉物野菜収穫機の開発及び実証」

(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業機械研究部門委託)

領域4：食料システムにおける合理的価格形成・トレーサビリティ・情報伝達の支援

これまでの食品トレーサビリティや産地表示に関わる調査・ガイドライン作成・情報システム開発等で培った経験・ノウハウを活かし、調査や施策提案等の業務を引き受け、実施する。

また食料システムにおける合理的な価格形成と消費者等の理解醸成に寄与する。

4-1 合理的費用に基づく価格形成の促進のための調査分析

食料システム法の施行により、事業者間の協議による合理的な価格形成や、消費者の理解醸成が課題となっている。これらの課題解決に役立つ調査や情報発信を立案し、実施する。

4-2 水産物トレーサビリティ向上の支援

水産物トレーサビリティ協議会の事務局として、水産物産地市場の関係者と協力して漁獲・陸揚げデータ提供システム(CALDAP)を運用する。これを通じ、水産物の輸出のために必要な証明書やデータの提供を支援し、サプライチェーンを通じたトレーサビリティの確保や、正確で迅速な情報伝達に貢献する。また米国SIMP、EU漁獲証明制度等への対応について事業者からの問い合わせに対応する。

(水産物トレーサビリティ協議会に人員派遣)

4-3 食品の原産地表示に関する情報収集

市場流通する食品について、国内生産や輸入に係る統計データを収集・分析し、原産地

が国産から外国産に切り替わっている可能性のある品目等を推定する。さらに特定の品目を対象に、実際に市場流通している食品の産地表示等の実態を把握し、国が適切な監視業務を行うための資料とする。

事業名：食品表示等情報収集事業（食品表示監視対策市場流通実態調査委託事業）（農林水産省委託事業）

Ⅱ. 食品関係団体などに対する情報提供、研究成果の普及

(1) 食品関係情報の提供

当センターの会員及び食品関係団体等に対して、食料及び食品に関する以下の資料を作成・配布するとともに、必要に応じ、インターネットにより情報提供を行う。

- ア 食品産業動態調査報告書
- イ 食品需給レポート（メールマガジン）
- ウ その他

(2) 研究成果の普及啓発

食農連携、食品トレーサビリティ、地理的表示等の分野を中心に、これまでの事業活動で蓄積された知見等をもとに、セミナー・講習会等への講師の派遣、新聞・雑誌等への寄稿、施策の提言、web サイトでの資料提供等を行う。

(3) 会員に対する情報提供、コンサルティング

当センターの会員である食品産業関係企業・団体などの依頼に対応し、業務上必要な参考資料・統計などの紹介や情報提供を行う。

また事業活動で培った知見や人脈を活かし、会員からの個別の相談に応じてコンサルティングを行う。

(4) 研究会の開催

会員をはじめとする食品産業関係企業・団体、学識経験者、行政関係者等に呼びかけ、食料システムの課題に関する研究会を主催する。現状認識を共有し、課題解決のための知恵やアイデアを交換できる場を提供する。